



今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第93回 人権を侵害するのは誰？

憲法問題対策センター 市民高校生部会長 栗原 周成 (33期)

「憲法99条の憲法尊重擁護義務の名宛人に国民が入っていないのはなぜでしょうか？ それは、憲法が国のリーダーたちが人権侵害をしないように縛るルールだからなのです。」

私たち市民高校生部会のメンバーは、憲法の出前講座に出向いたとき、日弁連パンフ「憲法って、何だろう？」7ページに記載されているこの一節を口にするのを常にしてしています。立憲主義を分かりやすく表現したこの一節は、日本国憲法と人権を語るときの肝に当たると考えているからです。

そのとき、生徒さんたちからは、「初めて聞きました。」といった反応が多くみられます。私たちは、生徒さんたちに「今日は、この一節だけでも覚えて帰ってくださいね。」と伝えて、それで自己満足していました。

ところが、このような反応には、少々根の深い問題があるようです。

2017年10月の内閣府の人権擁護に関する世論調査では、国民がイメージする人権は、国家権力によって制限されるものというより、むしろ私人間で侵害されるものであると捉えているとの結果が公表されています（同調査「2 調査結果の概要」1. (3) ア等参照）。

一般国民の間では、人権は「思いやりの心」「かけがえのない命」と結び付けられて、主に私人間のいじめ、体罰、プライバシー侵害、差別、偏見等の関係で意識されているというのです。

人権についての憲法上の位置付けと一般の国民意識のズレが生徒さんたちの反応に端的に表れていることとなります。このようなズレは、どうして生じたのでしょうか？

研究者は、これまでの政府が推進してきた人権教育・啓発に対して、「お互いに『人権を守る』『大切に』という予定調和的な発想しか出てこず、自らが『権利行使をする』あるいは『権利を獲得する』ために国や社会の在り方を批判的に考え検討するという主体的思想・行動が育たない」（生田周二「人権教育へのアプローチ—日本的性格との関連において—」教育実践総合センター研究紀要14巻（2005年）115頁）と述べ、疑問を呈しています（吉田俊弘＝横大道聡「人権をどう教えるのか」法学教室465号（2019年）60頁〔吉田〕参照）。

2018年に公示された高校における新しい学習指導要領は、科目名を「現代社会」から「公共」に変えています。研究者からは、「現代社会」が、民主政治の前提となる個人の在り方について、個人と国家を中心に考察させることを主たる狙いとしているのに対し、「公共」には、このような視点が希薄である旨指摘されています（吉田俊弘＝横大道聡「憲法をどう教えるのか」法学教室458号（2018年）70頁〔吉田〕参照）。

政府は、人権について、国民の意識を憲法上の本来の位置付けから益々乖離させる方向へ進めようとしていると思われます。そして、憲法学者の中にも憲法教育に際して、人権が国家に対する防御権であることを正面から取り上げようとしない傾向があるとも言われています（吉田＝横大道・前掲「人権をどう教えるのか」56頁〔横大道〕等参照）が、このような傾向は少なくとも中学生以上に対しては、望ましくないのではないのでしょうか。

国家からどのようにして人権が守られてきたのか考えようとする私たちの憲法出前講座を、もっともっと広める必要があります。